

F. ビュイッソンの公教育思想に関する基礎的考察 (7)

— 初等教育局長時代の言説の検討：その2 —

尾上 雅信

本稿では、ビュイッソンの公教育思想を検討する基礎的作業の一環として、1886年および1889年の二つの論考を素材に、彼が1880年代教育改革をどのようにとらえ、また一般に説明しようとしていたかという点を検討した。その結果、(1)1880年代教育改革をフランス革命の理念の実現ととらえたこと、(2)とくに教育の世俗化の進展を重視し強く説明していたこと、(3)改革の実質的推進主体を教員とし、80年代教育改革は教員の資質向上のための条件整備を行なうとともに、「教育的使命」を抱かせようとするものであった点を強調して説明していたことなどの特徴をあきらかにした。

Keywords：ビュイッソン、第三共和政、ジュール・フェリー改革、ゴブレ法

1. はじめに — 研究の目的と本稿の主題

本研究の目的は、フランス第三共和政確立・発展期における教育改革において、当時の文部官僚（初等教育局長等）・大学教授（教育学講座担当）・急進派代議士（主に政教分離・教育政策を担当）等を歴任したF. ビュイッソン（Buisson, F.; 1841-1932）が、その改革のなかで如何なる役割を果たしたかという点について検討することにある。

前稿においては、研究全体にかかわる先行研究ならびにビュイッソンを対象とした先行研究の再検討を行なうとともに、これまでに引き続き、ビュイッソンの事跡と教育思想の形成に関して、1879年の初等教育局長就任経緯についての簡単な素描とともに1883年の講演記録の検討を行なった。この講演は、本研究が対象としている第三共和政初期1880年代の教育改革の中心となる、いわゆるジュール・フェリー改革の実定法成立直後に、その改革の基本理念・性格を説明することを目的としたものであり、ビュイッソンがこの改革を如何にとらえていたか、あるいは一般大衆にとらえてもらいたかったか、という点の解明に直接応える素材である。そこにはおよそ、以下のような特徴がみられた。①この改革の本質を「国民教育」の創設としていること、②そ

の樹立のために無償・義務・世俗化の「三重の改革」が実施されたこと、③この「法的改革」の背景には、実物教授の導入や教科目増加等の「教育（学）的改革」が存在したこと、④改革の実際の実施と成果はひとりひとりの教員の取り組む努力にかかっていることの強調、などである⁽¹⁾。

本稿では、このことをふまえてつぎの二点を主題とする。第一に、この時期の事跡についての補足、これはまた二点にわけられる。①初等教育局長就任の経緯について、おもに先行研究に依拠しながら前稿の叙述を補足すること、②『教育学・初等教育事典』編集の経緯、およびそこにみられるビュイッソンの意図について、これも先行研究に拠りながら簡単に素描すること、である。第二に、前稿に引き続き、初等教育局長としての言説の分析を行なう。これもつぎの二つを対象とする。①ジュール・フェリー改革を補足・完結させた1886年の初等教育組織法に関するビュイッソンの解説論文、②1880年代の初等教育改革が一応の完結をした時点における、この改革の教育史的位置づけを行なった雑誌論文の二点である。これらを対象に検討することで、ビュイッソンが1880年代教育改革全体を如何に認識し、あるいは一般大衆に理解してもらうよう意図していたか、そしてこの改革をフランス近代教育史のなか

にどのように位置づけていたか、という二点についてあきらかにすることが、本稿の主題である。

II. 初等教育局長と『教育学・初等教育事典』

(1) 初等教育局長就任の経緯についての補足

ビュイッソンの初等教育局長就任の経緯については、前稿ではエアによる簡単な素描⁽²⁾を引用したのみであったが、ここではエア自身も典拠としたギサ・ペイルの研究に拠って、おもに彼を登用したジュール・フェリー(Ferry, J.; 1832-1893)との関係という観点から補足しておく⁽³⁾。

フェリーとビュイッソンの出会いは、ビュイッソンのスイス(ヌーシャテル)亡命時代にさかのぼる。すでにみたように⁽⁴⁾、ヌーシャテルでビュイッソンは大学(アカデミー)教員として哲学と比較文学を講じるかたわら、宗教と教育問題にかかわる様々な活動を展開していた。そのひとつに、1869年12月に出版した『自由キリスト教宣言』に始まる「自由キリスト教協会」設立運動があった。「盲目的な信仰」と「権威の信仰」と戦い、ただ「善」と「真」への愛を抱く人々すべてを「宗教的」とみなして、それらの人々が自由に集う集合体、「宗教と国家の完全なる分離」のための準備を目的とする集合体の結成をめざしたこの運動は、プロテスタント自由派の注目を集め、その巨頭ともいえるエドガー・キネ(Quinet, E.; 1803-1875)およびジュール・シモン(Simon, J.; 1814-1896)の共感をよんだ。とりわけキネはこれを賞賛し、ビュイッソンを自らの「弟子」とまで称えた。ビュイッソンとフェリーとをむすぶ重要な媒体が、このキネとその思想⁽⁵⁾であった。ふたりの直接の出会いは、スイス・ローザンヌで1869年9月にヴィクトール・ユゴー(Hugo, V.; 1802-1885)の主催した第二回国際平和会議においてであった。このときビュイッソンはかなりの反響をよんだ公教育に関する演説をしており、また、フェリーはこの機会にキネと長時間にわたって話し合ったという。ここで、フェリーはビュイッソンがヌーシャテルで行なっていた活動、キネが自らの政治プランを完璧に理解したとして彼を高く評価していたことも知ったのである。以上が、フェリーとビュイッソンの直接的な出会いであるが、1880年代教育改革にとりかかるにあたってフェリーがビュイッソンを登用したことについて、ギサ・ペイルは、つぎのような考察をしている。すなわち、第一に両者を結びつけたのはキネの抱いた政治(改革)プランー共和政の確立と政教分離に代表される一への執着という共通点があったこと、第二に、その当時であって実際に民衆教育の分野で活躍できる人材が多

くはなかったこと、である⁽⁶⁾。後者の点において、すでにみたようにビュイッソンはヌーシャテルでも教育問題とくに教育の世俗化問題に活発に取り組んでいた。また、フランス帰国後は、これもその活動に共感したジュール・シモンによって初等視学官、さらにウィーンとフィラデルフィアの万博(学校博覧会)に派遣され、1879年の時点では教育の専門家として知られるのみならず、「フランスおよび世界の初等教育の問題状況を熟知し、『教権派の』ネットワークと競い合える教育に関する国際的なネットワークを構築」⁽⁷⁾していたのであった。このような客観的な諸条件が、フェリーによるビュイッソンの初等教育局長登用の根拠と背景となっていたといえるのである。

(2) 『教育学・初等教育事典』編纂の経緯

ビュイッソンの名がもっとも知られ、今日なお様々なかたちで利用されているのが、『教育学・初等教育事典(Dictionnaire de Pédagogie et d'Instruction primaire)』であろう。この初版は、彼が初等教育局長をつとめている時期、すなわちまさに1880年代教育改革が断行される時期にそれと同時並行して編纂され、教育学の「壮大な記念碑」⁽⁸⁾として、初等教育にかかわるあらゆる人々の理論的、実践的な手引きとなったものである。この編纂にビュイッソンがかかわることとなった経緯を、ここでもギサ・ペイルに拠ってまとめておく⁽⁹⁾。

『教育学事典』の版元であるアシェット家(la maison Hachette)との「貴重なむすびつき」をもたらすきっかけとなったのは、その「娘婿の家」に家庭教師として住み込み、婚約者の死に絶望し修道院に入ろうとする娘を「カトリック教会の手中から引き離す」という任務の依頼であった⁽¹⁰⁾。フランス帰国後パリ・コミューンの動乱・鎮圧、第三共和政成立という激動かつ混乱の時期、無職であったビュイッソン⁽¹¹⁾は、「その家族を生活させることができないう恐れ」を抱いていたおりから、これを受け入れ、1871年9月からこの仕事に従事することとなった。これは翌年1月の初等視学官任命までのわずか5ヶ月足らずのことであったが、これによりビュイッソンはアシェット社とむすびつきを得る。ギサ・ペイルは、デュボワの研究⁽¹²⁾に拠りながら、1876年にウィーン、フィラデルフィア両万博の視察派遣を終えたビュイッソンのほうから、この家庭教師の件の仲介者をとおして「初等教育で使用できる教育学の『事典』の出版」を申し出たとしている。そのときの「契約書」史料によれば、実際の編纂作業はビュイッソンが主導し、協力者を選択、

項目とその優先順位も決め、「遅くとも1878年1月初旬」には出版することが決められていたという。そしてその作業の「初期の段階」にあって、「ヴュイッソンは私的関係のネットワーク—とりわけプロテスタントのネットワーク、万博関係のネットワーク、その管理部門のネットワークを同時に利用していった」。こうして『事典』は、ヴュイッソンの公教育省内の地位と制度上の役割によって、「半公式な企画」となっていき、1882年から1887年にかけて公刊されたのであった。

1879年に初等教育局長に就任したヴュイッソンは、『事典』編纂作業の中心であったが、その実際の編集に協力したのが、ジャム・ギョーム (Guillaume, J.; 1844-1917) であった。ギサ・ペイルは、ヴュイッソンがギョームをスイスから帰国させ、『事典』の編集書記に据えて以降、「『事典』は、初等教育の領域における共和主義的改革とともに歩み、そして新しい政治に賛同しない協力者たちの言説を切り離しつつ、全体の言説を均質化していく」と指摘する⁽¹³⁾。以下、おもにデュボワの研究に依拠しながらギサ・ペイルが指摘する「これ以降」の『事典』にみられる特徴をまとめると、およそつぎの二点に集約されよう。第一に、「これ以降、『事典』の企画と共和派のプロジェクトが同一のものとなった」ことである。第二に、これが本稿では重要と思われるが、「1789年が、善と悪、現在と過去の間の、越えられない分水嶺となった。これ以降使われるようになった『1790年以前』と『1790年以降』というカテゴリーが、反啓蒙主義に対する革新主義勢力の闘争という古い神話に取って代わった。これ以降、1790年以前、すなわちアンシャン・レジームと教権主義的な反啓蒙主義勢力と、1790年以降、すなわち全員一致とみなされた革新主義勢力による統治、が存在することとなった」との指摘である。これについては、ギサ・ペイル自身もギョームが、「君主制と教会、民衆と自由主義派連合との間の容赦ない闘争」という図式を抱いていたというデュボワの指摘を引用して補足しているのである。こうした図式、およびそれにしがった叙述と編集の方針は、ヴュイッソンの承認を得たものであることは、以下に引用する史料からもうかがわれるであろうが、なによりもこの図式、すなわちフランス革命を絶対的な分水嶺とする歴史観は、次章でみるように、ヴュイッソン自身のものであったのである。

以下に引用するのは、上述の点、すなわち『事典』編纂作業がギョームとヴュイッソンの共同作業であったことの根拠を史料的に補強するものであるとともに、初等教育局長という激務—まさにジュール・

フェリー改革の進行過程であった—をこなしつつ『事典』の編纂作業に取り組むヴュイッソンの生の姿を伝えるものでもある。

「初等教育局長の職は常にもあまりにも重荷であり、その後の彼には訪れなかったほど、生産性の危機の状態にあった。毎日、政令、通達を作成し、議会のための法案の準備をし、議会では彼自身が政府の委員として審議に赴いたりもした・・・(原文中絶)・・・同じ時期、ヴュイッソンは全四巻の彼の教育学事典の編集を進めていた。その旧版のほうであり、たいへん内容の富んだ独自のもので、今なお、他から出版された類似のものより、生き生きとした思想と資料の豊かなものである。しかし、いったい彼はどうやって行なったのか？ 省から出るや否や、彼は自宅に食事につけつけた。その食堂には、彼の事典の秘書で細心、勤勉で博学なジャム・ギョームが待機しており、ヴュイッソンが食事をする間に、ギョームが受け取った項目の原稿を朗読、そしてヴュイッソンとともにつぎの作業計画を練るのである。そのうえヴュイッソンは、自分自身で重要な項目を執筆したのであり、それらはひとつの学説ともなり、なかには賞賛に値するものも多いのである。さらに同じこの時期、常にヴュイッソンはセバステイアン・カステイオンについての学位論文の仕事も続行した。カステイオンに執着したのは、この人物が、誰一人として寛容ということのできなかった時代における寛容の使徒であったからである。全二巻になるこの大作は、時に夜に利用できた時間は別として、日々の15分間の積み重ねによって作成されたと言ってもよいものなのである。」⁽¹⁴⁾

III. 初等教育局長としての言説の検討 — その2 —

ここでは、第一に、1880年代教育改革の一応の締めくくりとなりそれを完成させたとされる「初等教育に関する1886年10月30日の組織法(通称「ゴブレ法」)」について、ヴュイッソンが解説した雑誌論文を具体的素材として、そこにおいてヴュイッソンがこの法律をどのようにとらえ、また一般大衆にとらえてもらおうとしていたのかという視点から、その概要と特徴をあきらかにする。それをふまえて第二に、同じ教育雑誌に1889年に掲載された論文をとりあげ、そこでヴュイッソンが1880年代教育改革の基本的性格をどのようにとらえ、またその改革をフランス教育史上にどのように位置づけていたか、やはりその概要と特徴をあきらかにする。

(1) 「ゴブレ法」解説の概要と検討

「初等教育に関する1886年10月30日の組織法」は、「無償」「義務」そして「世俗化」の初等教育三原則の法制化をはじめとする公教育政策の頂点をなし、「以後長く初等教育憲章として、初等教育の制度運用ならびに行政を規制しつづける」⁽¹⁵⁾と評価されるものであるが、オーソドックスな通史研究により、その概略をまとめておこう⁽¹⁶⁾。これは、フェリーの後継者であったゴブレ(Goblet, R.; 1828-1905)の名をとって「ゴブレ法」と通称されるが、「延々二十数回の審議」のすえによりややく成立した法律であった。そのおもな内容は、つぎの四点に整理できるであろう。①初等教育の範囲の確定 これまで様々な種類の学校がバラバラに存在したが、「小学校」をはじめ「高等小学校」など「四種類の学校」が初等教育段階として一括され、「公立」と「私立」に分類されたこと、および原則として男女別学とされ、女子校と共学校は女子教員が、男子校は男子教員が担当することとされたこと、②教員の世俗化と資格要件の確定 公立学校の教育は「世俗教員」にまかされること、ならびに「上級免許状」「教員資格免許状」などの教員の資格要件の確定、③私教育の自由と規制 監督当局の許可のもとで私立学校の教育内容・方法等の自由が確認・確立されたこと、④中央統括の強化 各県における「初等教育評議会(県評議会)」の設置による指導・監督権の急速な移管と中央統括を法的に整備されたこと、の四点である。1886年当時、まさにこの法律が議会で可決されようとしているとき、ビュイッソンはこれをどのように把握し、また説明していただろうか。以下、1886年4月15日付の『教育雑誌』に掲載された「初等教育の新しい組織法に関する注釈」⁽¹⁷⁾の概略の紹介と検討を行なう。

この「注釈」は、おおきくは三つに分けられる。第一に、全体の趣旨をあきらかにするとともに、新たな法律の基本的性格について、歴史的描写をまじえて説明する部分、第二に、法律全体の構成の紹介をふまえ、各編、部分的には逐条的に解説する部分、そして最後に、全体のまとめ、である。原文にはそれを示すような小見出しは付されていないが、以下、この区分によって概要を紹介しつつ、その特徴をあきらかにしよう。

A) 注釈—本論文の趣旨について

この法律(案)が上院の審議を終えたばかりだが、「数週間後」には成立することをふまえ、その「法案の総括的分析」を行なう必要があること、これを十分理解したうえで、この注釈では、「われわれの読者の、とりわけ直接的な関心を引く部分、すなわ

ち教育(学)的性格を有する条項だけを強調して」解説する、と述べ⁽¹⁸⁾、その審議の詳細は「教育博物館」に資料集として収められていることを紹介する。ここに、この解説全体の特徴が、すでにあらわれているともいえよう。

B) 法律(案)の基本的性格について—歴史的素描をまじえて—

この法律(案)の重要性を判断する観点として、「新しい法律は、何よりもまず、『成文化』の所産である」ことを強調する⁽¹⁹⁾。ここでいう「成文化」とは、さまざまな慣習法や統合されていない諸法をひとつの法律で統一化することである。この観点から考察しなければならないのは、「現時点では、初等教育に関するわれわれのさまざまな法は、古いものも新しいものも調和がとれておらず、常に調整が困難、時には不可能な寄せ集めになっている」からであり、この状況を打開するのが、この新たな法律であるからだとする。しかし、そうしたさまざまな法の統一そのものより重要なことは、そうすることによって、いまだに初等教育全般を統制しているとみなされている「ひとつの基本法」を完全に消滅させることにあるとして、ここからいわゆるファルー法の説明にはじまり簡単な教育法制史素描に入っていく。以下、その素描を簡単にまとめよう。通称「ファルー法」正確には「教育に関する1850年3月15日の法律」は、「偉大にして賢明な法律である」が、それは「われわれのものではない政治と教育学の所産」である。そこにこめられた「陰謀」をあばき、改革を断行しようと努力したのが、ヴィクトール・デュリュイ(Duruy, V.; 1811-1894)であった。彼の努力は具体的には、高等小学校と上級免許状の復活、「歴史および地理」教科の充実などとして実現された。この努力の方向性は第三共和政にも引き継がれたが、共和政が確立してもなおファルー法を擁護する力が強かったため、共和派も初等教育全般にわたる統一的な法案の提出をあきらめざるを得なかった。それゆえ、共和派は、「作業を分割し、このたいへんな事業を細分化することで1850年法を細かく分割することとなった。」こうして「断片的な諸法」が、1879年から1883年にかけてつぎつぎと採択されていったのである。具体的には、高等評議会に関する法律、師範学校に関する法律、無償に関する法律、義務と世俗化に関する法律、学校建築に関する法律である。これらは今なお実効性をたもっている。すなわち、個々の法律によって個々の領域をばらばらに決めているのが、現状なのである、と。このように、1850年ファルー法を中心にした

教育史素描とそれにもとづく現状の解説をしたのち、ふたたび新たな法の目的を、明確にするのである。すなわち、「上院で採択されたばかりの法の目的は、諸法のこの不統一を終焉させ、1850年法のI章とII章、この法律の初等教育に関する部分のすべてを終焉させ、廃止することなのである」と⁽²⁰⁾。

C) 逐条的な解説とその特徴

以上をふまえて、新たな法律(案)の逐条的な解説に入るが、この部分はさらに二つに分けられる。法律(案)の全体構成の紹介および、おもに第1編を紹介する部分と、おもに第2編を重点的に紹介・解説する部分である。順をおって概要を紹介し、特徴をあきらかにしたい⁽²¹⁾。

最初にこの法律が六つの編から構成されること、それぞれの編およびその章のタイトルを紹介しているが、この法律(案)には第七番目に「財政的組織」に関する編が予定されていたこと、それは切り離され「初等教育経費」に関する法律と「教員給与」に関する法律として独立したこと、この後者はさらに延期されることになったことの三点を補足している⁽²²⁾。つづいて第1編第1章から紹介・解説していくが、その内容は最初のうち、文字通りの紹介にすぎない。注目されるのは、第2章『視学について』で、これまで「学級あるいは寄宿舎の立ち入り禁制」の理由ゆえに「特定の修道会に対してあらゆる視察の免除を認める特権」を廃止した「1882年12月26日の規則」を「法律の中に」包括したと説明している部分である。これは、ひとつには、この法律の基本的性格つまり「成文化」を示している点、そして第二に、教育の世俗化を推進するものであることを説明している点で注目にあたいしよう。この点もふくめ、さらに注目されるのが、第2編第2章『教員と資格要件』の解説である。第17条「あらゆる段階の公立学校においては、教育はもっぱら世俗的教員にゆだねられる」について、つぎのように敷衍して解説している。「(このことによって一引用者) 教会が自由の名の下に国家から奪い取っていたもっとも例外的な権利のひとつが、ついに学校法から消滅した。(ここでいう一引用者) 自由とは、すなわち、教会の選んだ男女教員をほかの教員たちとは絶対的に異なる条件で公立学校に配置する自由、その教員を大臣やその代理官によってではなく、修道会の長によって任命・転勤させる自由、一種の神権として至上権をもってその教員を配置し、その勤務条件を国家の学校においてさえも好きなように決める自由のことであり・・・中略・・・教会から奪うのは、こうした自由なのである」と⁽²³⁾。このように教育の世

俗化の意味説明をもふくめて長い解説がなされていることから、また、この教員の世俗化の期限をめぐって上院では二つの修正案が提案され議論されたこと、そして「重要なのはあいまいをなくすこと」であり、「実施の期限を明確にする」ことであったことなども長々と解説されていることから、この条項すなわち教員の世俗化の実現にビュイッソンが本法律(案)の重要な意義を見出していること、またそのように「読者」にとらえてもらおうと努めていることがわかるのである。しかしながら、これ以上にビュイッソンが重要ととらえ、またそのことをはっきり意識して意図的に強調して解説するのが、つづく第20条から24条の規定する教員の資格要件についてであった。このことをビュイッソンは、「第20条から24条は・・・中略・・・教育(学)的にみて、本法のなかでもいっそう重要なものに数えられる」と注釈している。これらの条項は、「上級免許状」「教員資格免許状」「師範学校教授適性証書」「付随的教科のための特別免許状」などについて定め、これにより「公立学校においては、その職務に応じた資格証書を所持していなければ、何人もいかなる教育の仕事に従事できない」ことを明確にしたものであるが、この点をビュイッソンは、試験等によって認められた技術の段階のヒエラルキーの形成とともに、情実や権威によらない任命をめざすものであり、これによって教員にいっそうのまとまりと安定性を与えるものだとして解説している。さらにこの任命ないし採用という点の解説でビュイッソンが強調するのが、本法(案)により導入されることになった新しいその仕組みである。それをビュイッソンは、「今後、初等教育の教員は二種類に大別される。『試補教員』と『正教員』である」という。「試補教員」とは、上級免許状を所持し就任期間二年未満の「新人」のことで、これが一定の「研修期間」を経て「教職適性証明」を得ることで「正教員」となることができるという任用の仕組みである。ビュイッソンは、これは近隣諸国のほとんどが採っている措置をフランスにも適応するだけだと説明し、さらにその意義をつぎのように解説するのである。少々長くなるが、以下に引用しておく。

「(教職適性の—引用者) 考查を受ける者が、単に知識があるかどうかだけではなく、教えることができるか否かを示すこととなる・・・中略・・・どれほど多くの若者が教えるということを学んでこなかったことか! 免許状、少なくとも上級免許状がすべてを証明していてそれで十分だと、どれだけ想像されてきたことか! この免許状で、どれだけの方が惰眠してきたことか! 本法律は、こういう人たちを目覚

めさせたのだ。この人たちは、自分たちの職業について学んだか、あるいは学び始めたことを証明する限りにおいて、正教員となることができる。それはほかのどのものよりも高貴でむずかしい職業であり、多くの学習が必要とされる。ある人たちは、いつまでも自分たちの生徒を犠牲にして学んでいるにすぎない。この者たちは今後は、国家が人々を養っていること、われわれの学校の子どもたちに教育を受けるために与えられたあまりにも短い時間を浪費あるいは下手な使い方をさせることはできないこと、そして、もしその人たちが自分では十分勉強したつもりになって、この職業についての十分な学習と実践的教育学の謙虚な方法（手順）についての深い知識の獲得を拒むのなら、国家はその人たちとは何ら契約せず、正規の教員にするために、その証明をすることを待つだけであることが、通告されるだろう。・・・中略・・・この方策の大きな効果は、とくに道徳的な効果であろう。つまり、今はたいへん頼りなげなわれわれの若い教員たちを、刺激し励まし指導することとなる。それはまた、彼らの監督者に、若い教員を導き、学ばせ、職業的教育を実施する必要性をいっそう実感させるだろう。」⁽²⁴⁾

これに関連した逐条的な解説では、教員の任命権をめぐる議会での論議がくわしく紹介されている。法律では任命権は知事におかれたが、これをビュイッソンは議会での公教育大臣の答弁を引用しつつ、「初等教育に関する各県の長官」が設置されるまでの「例外的かつ一時的な措置として、知事による教員の任命が維持されている」と説明している。各条項の説明ないし解説で、ビュイッソンがかなりのスペースを割き、力をこめている箇所は、以上の点である。それは教員の世俗化の断行とともに、各種免許状による教員資格要件の制定、さらにあらたな「試補教員」から「正教員」にいたる研修制度の導入による任用制度の改善を詳しく説明することで、本法律（案）が教員そのものの資質向上のための条件整備を図るものであることを強調するものであった。ここに、この「注釈」の大きな特徴がみられるとともに、それはまた、1880年代教育改革の実質的な推進主体として教員をとらえ、ひとりひとりの教員にその職務遂行のための努力をもとめるビュイッソンの意図がうかがわれるのである⁽²⁵⁾。

D) 法律注釈のまとめと展望

最後に、この「注釈」のまとめであるが、ここでは論文全体の要約はなされていない。この時点では「上院が下院に再送付した法案」であるため、今後の展望が述べられているのみである。それは第一に、

この法案に下院が可及的速やかに最終決定を下すことへの期待が語られ、第二に、「これにすぐに伴うようにして、法的事業の最後の部分、すなわち給与に関する法律が続くこと」を願っている。そして、「そのときこそ、共和国はその学校制度の登場を見るのであり、まさに『完成した記念碑』といえることができるのであると締めくくっている⁽²⁶⁾。ここにもまた、教員の問題、しかも「給与」という教員の制度上また心理的にも重要な問題にふれており、それに関する法律の成立をもって、改革の完成とビュイッソンがとらえていたことがわかるのである。

(2) 1880年代教育改革の教育史上の位置づけに関する言説の概要と検討

ビュイッソンが懸念していた教員の給与に関する法律は、ビュイッソン自身の努力により⁽²⁷⁾、その三年後、「公私教育の通常経費ならびに教職員の給与に関する1889年7月19日の法律」として制定され、ここにビュイッソンの言う「記念碑」である1880年代教育改革が「完成」されることになる。では、彼自身、この1880年代教育改革全体をどのようにとらえ、またとらえてもらおうとしていたのであろうか。この点につき、ここでは1889年の彼の論文「1789年から1889年のフランスにおける初等教育」⁽²⁸⁾を素材に検討しよう。

この論文は、題目が示すように1789年から1889年の100年間にわたるフランス初等教育の歴史を素描するものである。1789年を起点にしていることから予想できるように、典型的な進歩史観にたち、特定理念の発展過程を描いている。この歴史観および筆致そのものが最大の特徴といえるが、内容的には、およそ以下のように三つの部分に分けられよう。第一に、1789年すなわちフランス革命とそこで生まれたひとつの理念について概念規定するとともに、論文全体の基調ないし史観をあきらかにしている部分、第二に、その理念の発展—その盛衰と継承、そして開花—の歴史を描く部分、そして最後に、その歴史をふまえて現在（1889年当時）の改革の特徴と展望を述べる部分である。本文にはこうした小見出し等は付されていないが、以下、この順序にのっとり概要を紹介するとともにそこにみられる特徴をあきらかにしよう。

A) フランス革命の教育史的意義—歴史観の明確化と「理念」の概念規定

①論文冒頭において、この論文のよってたつ歴史観が明確に述べられている。少々長いが、重要な部分であるから、引用する。

「1789年—1889年、これは、日付けの無意味な並置ではない。それはとってつけた期間ではなく、国民の歴史における自然な循環であり、それですべてを表わし、その統一性をもっているのである。

この二つの日付けのうち、第一のものは、一つの理念の誕生を示し、第二の日付けは、その開花を示している。最初、理念は一瞬明るく生き生きと輝いて出現した。ついで、ほとんど見えなくなり、跡形もなく消滅したかに思われる。しかし、消失から40年後、たいへん弱弱しく、しかしこのたびは完全には消滅してしまわないほどに強く、再び出現した。新たな攻撃にさらされ、それは抵抗したり逃亡したり、最初の出現から100年後、誰の目にも輝き、勝利を収めて発展するのである。」⁽²⁹⁾

進歩史観の立場を明確に述べていることがわかる。では、ここで言われる、「理念」とは何か。それは、「公教育」の理念であるが、本論文はこれを「100年前から言われ始めたように、『国民教育』の理念そのもの」とも表現している点に注目したい⁽³⁰⁾。少なくとも、本論文で、あるいは1889年の時点でヴュイッソンは「公教育」と「国民教育」を同義で使用しているからである。続いて、ヴュイッソンはフランス革命においてこの「国民教育」の理念が登場した経緯ならびにその概念内容について、かなり詳しく説明していくが、簡潔に整理すれば、つぎのようになるであろう⁽³¹⁾。まず、この理念を簡単に「国家の負債、国家の事業として考えられた教育に関する全般的な構想」ととりあえずの定義をしたあと、「1789年の革命」は「百科全書派の思想」と「無数の陳情書の声」にもとづいて、最初の憲法にこの理念を盛り込んだことが説明される。ここで言う「国家の負債」また「国家の事業」としての教育、ということについて、ヴュイッソンがつぎのように解説している点に注意したい。すなわち、「個人にとってと同じく、国家にとって重要なことは、個人が教育されていること、それも十分に教育されていること、である。なぜなら、社会にとって第一の関心がそこにあるのであり、それを監視するとともに手に入れるのは、社会においてであるから。社会はそれを偶然にまかせたり、家庭の配慮においたり、民間あるいは宗教的慈善にまかせることはできない。こうしたことが、1789年に出現した新しい原理である」と。この言説でヴュイッソンは、「国家」と「社会」とを概念規定もせず言い換えていることに注意しておきたいからである。さらに、この「原理」を強調したのが、1793年の「国民公会」であると説明している点にも注意しておく必要があるだろう。これについては、③の項目で検討しよう。

論文はつづいて、初等教育を担当する学校は、「共和国がフランス国民の未来を託す国家的施設の第一のもの」であり、「その国家的性格」および「社会的役割」から、その存在のあり方が「自然と定まる」として、以下、国家による公共事業としての初等教育の確立条件ないし基本原則の説明、換言すれば、フランス革命とりわけ「国民公会」の生み出した「理念」の具体的内容の説明に移るのである⁽³²⁾。

②ここで登場するのが、いわゆる「初等教育の三原則」⁽³³⁾である「義務」「無償」そして「世俗性」の原則である。「義務」については、「この初等教育を施すことが社会にとって義務であるなら、すべての未来の市民にとってそれを受けることが、したがってすべての家庭にとって、その子どもをそこに参加させることが、義務となる。ここに『義務教育』の根拠がある」とする。ここでもまた、「社会」が前面にでていことに注意したい。同時に、その「社会」の準備する初等教育を受けることが「未来の市民」すなわち子どもにとっても「義務」とされていることにも注意しておきたい。「子ども」にとって「義務」であるから、「家庭」にとっても「義務」となる、という論理展開になっている点である。第二に、「無償」についての説明は、以下のとおりである。「それ（初等教育—引用者）が家庭および社会にとって義務となるなら、まさにそのことによってそれは、その他すべてのものと同様に、公共財によって保障されるべき公共事業である。つまり法廷、宗務、軍隊、警察そしてあらゆる行政部門が国家の名の下に国費で遂行され維持されるように、あらゆる人に必要であるがゆえにすべての人に共通でなければならない段階の教育もまた、個人の善意にすぎたり、好き好きで支出されるべきではない。それは、国家が統制、管理そして支援する通常かつ一般の経費のなかに入る。ここに『初等教育の無償』の根拠がある」と。このように「無償」原則は「義務」の原則から導き出されると説明され、ここでは「国家」が前面にだされている点に注意したい。そしてここで「国家」の「公共事業」と規定されたことにより、第三の「世俗性（世俗化）」の原則の説明が、つぎのようになされるのである。すなわち、「この教育が国家の名の下ですべての人に施されるならば、国家それ自体と同じく、あらゆる法的自由、第一に良心の自由を尊重しなければならない。それゆえ、それは何者かの手中で政治的または宗教的抑圧の道具となってはならない。・・・中略・・・ここに、公初等教育の『教育課程の世俗性』と『教員の世俗性』の根拠がある」と。ここでも、「国家」を前面にだし、「義務」を負うはずの「社会」は消

えていることに注意しておきたい。

③こうしてフランス革命とくに「国民公会」の提出した「理念」の内容を具体的に解説したのち、その「理念」全体さらにフランス革命の教育史的立場づけを行なっている。すなわち、「義務、無償、世俗性！ここに法の遵守という制限の下に私教育の自由を加えるならば、ここに全体として、1789年から1794年の大革命の学校原則のすべてがあるのである」と⁽³⁴⁾。一見、フランス革命全体の教育史的意義の解説にみえるが、第一に1789年から1794年に限定していること、第二に「私教育の自由」の原則を追加していることに注意しなければならない。前者は、翌年10月25日に可決されたドヌー法を「コンドルセ、ロンム、プキエ、ラカナルの諸法案への反動表明」⁽³⁵⁾と断定していることによるものと思われる。また後者は、あえて「法の遵守という制限」をつけたことが重要である。ビュイッソンが「反動」と決め付けた「ドヌー法」は「革命の当初から主張されてきた『教育の自由』の原則が、全面的に舞台の前景に登場することとなった」と評価される⁽³⁶⁾ことを考慮するとき、ここにビュイッソンの一定の意図ないし恣意がうかがえる。それはすなわち、教育の世俗化のさらなる進展を展望したことであろう。この論文執筆・公表の時点では、いまだ宗教団体の経営する学校は数多く存在し、国家の権限外にあつて、教員に聖職者をあてて特定の宗教教育を施し続けていたのである⁽³⁷⁾。

B) 「理念」の発展—その盛衰と継承の歴史

以上のフランス革命(正確には1789年から1794年)の生み出した「理念」の説明に続き、この「理念」の継承ないし発展という視点から、1889年までの初等教育史が説明される。この部分の内容も細かくは四つに分けられよう。叙述順序にしたがって、概要をまとめながらその特徴をあきらかにしたい⁽³⁸⁾。

①まず、フランス革命後のナポレオン帝政期および復古王政期には、この「理念」は「革命の夢」と追いやられ、「民衆教育」は再び聖職者の手にゆだねられたとする。その結果、教育の内容も「宗教の重要な原理の普及、いわば宗教教育の増加と強化」となり、教員も「教会の小遣」や「司祭の用人」がつつめたり、また「修道会教員免許状」が復活し俗人にも適用されるようになったことをあげている。こうしたことの指摘は、逆にビュイッソンが教育の世俗化をきわめて重視あるいは歴史の進歩ととらえていることをうかがわせるものといえよう。

②ついで、この歴史に急変がおこる。ギゾー法の出現である。ビュイッソンはこれを「初等教育の憲

章」とよぶだけでなく、「突如としてよみがえった革命の理念」として教育史に位置づけるのである。法律の規定については、各コミュンに負わされた学校設置義務、高等小学校の創設などの項目を紹介したのち、やはり宗教教育への対応について多くの説明をしている点が特徴的である。すなわち、宗教教育への聖職者の関与を縮小し、家長の要望に従うようにされたこと、教員と聖職者はともに「子どもに対して様々な方法で共通した感化を与えるよう述べられていること」などを指摘している。ビュイッソンはこれを不十分とし、それゆえ七月王政全体の評価としては「完全ではなかったけれど・・・中略・・・永続性ある創造という性格を、不正なく否定することはできない」と、消極的な表現にとどめているのであった。

③これに続く1848年の革命は「まったく新しい扉を開いた」として、高く評価する。今回もやはり「政治的反動」が勝利を収めるが、「このたびはもはや王政復古のときのようにはいかない」とし、「(ギゾー法の成果の一引用者)すべてを打ち倒すことなど考えられなかった」と述べている。ここでも、「反動」勢力として「教会」をあげ、「自由、平等、正義の名の下、初等教育を教会の手に再び置くための手段」を弄したことが強調され、ついには「ファルー法、クーデタ、フォルトゥル大臣のあと、国家の事業としての世俗的教育は、再び消滅しようとしたようであった」というように、「教会」ないし宗教勢力を「反動」の主体、その標的となるのが「国家の事業」としての教育、しかも「世俗的教育」、とする図式が貫かれているのである。この図式、そして「理念」の進歩史観が明確になるのは、第二帝政下のデュリュイ公教育大臣に対する評価においてである。すなわち、「ヴィクトール・デュリュイ氏は、消えかけていた二重の観念、つまり国家には権利があるということ、および国家には教育、とりわけ民衆の教育に関する義務があるという思想を再びたちあげ、白日の下に置いたのである」と。さらに、デュリュイが『官報』に「無償と義務の教育を求める報告書」を公表し、「すでに一連の行政的方策によって自分が世俗的教育の擁護者であると自ら宣言していたこと」を重ね合わせ、つぎのように評価を下すとき、いっそうあきらかであろう。「このことは疑いもないことだ、つまり『革命の三大原則』が二度目に墓から抜け出したのだ」と。このように、第二共和政および第二帝政時代の叙述において、本論文における「革命の三大原則」の理念、その理念の継承・発達としての歴史観という特徴が、いっそう明確に理解されるであろう。と同時に、この記述

において、ユイッソンが「社会」と「国家」を換言している、あるいは同義にもちいている点にも注意しておきたい。また、第二帝政全体つまり1850年代について「残念ながら(デュリュイー引用者)大臣はその政府にうとんじられ、また彼の臆病な後継者たちは、自由派を圧倒する保守派を安堵させようとするだろう」と消極的な評価を下す⁽³⁹⁾ いっぽうで、「帝政自体、もし存続していたら、無償教育をつくりあげていただろう(法案は国務院で朗読・討議されていた)」とも評価している点にも、注目しておきたい。

C) 1880年代改革の現状と展望

以上のような特徴のある歴史素描のあと、論文の叙述は、第二帝政の終焉となった普仏戦争さらにパリ・コミュンにはふれることなく、第三共和政へと進んでいく。いわば、改革の現状についての解説と展望であるが、やはり概要をまとめながら特徴をみていこう⁽⁴⁰⁾

第三共和政ではそのはじまりから初等教育への関心が深まっていたことの証左として、ジュール・シモンの1871年末の言葉を、つぎのように引用している。「われわれの不幸の翌日、急を要する関心、緊急になさねばならぬことは、この国に公教育を再建すること、とりわけ初等教育の発達を促進することであるということは、すべての人がわかっていたのである」と。こうした世論に支えられ、第三共和政確立後、初等教育の法的な整備が進められたとして、三名の人物を紹介しながら具体的な法律を列挙していく。第一が、ポール・ペール(Bert, P.; 1833-1886)で、「1879年から新しいすべての広範な法規を起草し確立した偉大な委員会の報告者」として紹介する。第二にジュール・フェリーを「数多くの議会での勝利を得ることのできた人物」として紹介、ここでその成果として可決・成立した具体的な実定法を列挙している⁽⁴¹⁾。第三に「1886年10月30日の組織法」の公布によって共和主義的事業を固定したゴブレ、である。この論文執筆の時点では教員給与に関する法律はいまだ可決されていなかったが、これもまもなく下院と上院で可決されるだろうと述べ、これによって「公教育の改革全般が完成される」とするのである。ここで注目されるのは、この「改革」についてユイッソンが、「フランス共和国は民衆教育に関して、おそらくアメリカの共和国だけがその前例となる努力をしていくこととなるだろう」と、あえてアメリカを引き合いにだして誇っていることである。さらにまた、ここで説明した法的整備とあわせて、新たに改編された「高等(教

育)評議会」による「教育(学)的改革」が、これらの法的整備に「名誉を与えた」としている点が、いっそう注目されよう。この「改革」について論文は、つぎのように述べている。「それは教員を解放するとともに、教員にその教育的使命およびそれに必要な独立の精神をもたせ、同時に初歩的であった教育そのものを、大臣の言葉に従えば、自由教育そのものへと作り変えたのである」と。すなわち、教員に「教育的使命」の意識をもたせること、そして初等教育を「自由教育」へと変えていくことの二点が、この「教育(学)的改革」の内容として説明されているが、とくに前者、教員に関することに力点が置かれている点が特徴的である。教員の意識改革に必要な環境整備を整えてきたとして、師範学校から初等系高等師範学校への進学ルートを築いたことなどをあげているのである。そしてこのような1880年代教育改革を、あらためて「われわれの祖先の理念のこの勝利」とよび、多くの困難—就学義務の不徹底さや教員の世俗化にはまだ年月がかかるなど—はあっても、「第三共和政の学校事業は、破局がないかぎり、まったくすべて消え去ることはないものである」として、つぎのように論文を締めくくるのである。「初等教育の発展、義務、無償、そして教員の世俗化によって保障された中立性、われわれすべてに分け隔てなく不平等なく何の隠し立てもなく与えられるこの幅広い教育すべては、学校や政治の成果なのではなく、それはまさに社会的成果なのであり、ひとたびこれを認識した国民はそれを奪取されたような前例はない、そうした成果なのである」と。

IV. おわりに — まとめと今後の課題

本稿では、(1)ユイッソンの事跡をあきらかにする作業の一環として、初等教育局長への就任の経緯についてジュール・フェリーとのかかわりという視点からの補足、および『教育学・初等教育事典』の編纂作業にとりかかる経緯とその『事典』の基本的特徴の解明という二点について、おもに先行研究によりながらあきらかにし、ついで、(2)前稿に引き続き1880年代教育改革の一応の完成とされる「ゴブレ法」を解説した論文およびその1880年代教育改革をフランス教育史上に位置づけた論文の二点をとりあげ、それぞれについてその概要と基本的特徴をあきらかにした。以下、(2)についてのまとめと確認を行なうとともに、それをふまえて、今後の課題を明確にしたい。

1886年、ゴブレ法が上院において可決された時

点で書かれた解説の論文は、法案の基本的性格について歴史的素描をまじえて説明し、ついで法律全体の構成の紹介および各編・条項の逐条的な解説を行ない、最後に今後の展望を示していた。その解説にみられた特徴は、およそつぎのようであった。①「読者」を意識し、「教育（学）的性格を有する」とビュイッソンが判断した条項を中心に解説していたこと、②教員の世俗化の実現に本法の重要性を見出し、そのようなものとして紹介していたこと、③教員の任用についての改革、すなわち「試補教員」研修制度の導入について詳しく説明していたこと、および今後の展望においても教員給与に関する法律成立への期待に言及し、それをもって「改革」が完了するととらえていたことなどにみられるように、本法が教員の資質向上のための条件整備を図るものである点を強調して説明していたこと、などであった。この③はとくに特徴的であり、1880年代教育改革の実質的な推進主体として教員をとらえ、個々の教員にその職務遂行のための努力をもとめようとするビュイッソンの意図がうかがわれるものである。

ビュイッソンが期待した教員給与に関する法律が審議され成立の見通しがついた時点で執筆された1880年代教育改革をフランス教育史上に位置づけようとする論文においては、およそ以下のような特徴がみられた。①特定理念の発展過程として描く進歩史観による叙述であること、②その「理念」をフランス革命とくに「国民公会」が提出したのとして、「国民教育」とし、その基本的原則として初等教育の「義務」「無償」「世俗性」を「革命の三大原則」として明確に示していたこと、③教育の世俗化の進展に期待し、それを歴史の進歩ととらえ、重点的に説明していたこと、④進歩史観の当然の帰結であるが、「革命の三大改革」を実現したのとして1880年代改革をとらえ説明していたこと、その点であえてアメリカ合衆国とならべて評価していたこと、⑤法的整備のみならず「教育（学）的改革」がともなったことを説明し、その内実としてとくに教員に「教育的使命」をもたせる意義を強調していたこと、などである。

これら二つの論文に共通する点として、ビュイッソンが1880年代教育改革の重要な、あるいは実質的な推進主体を現場の教員に置き、ひとりひとりの教員の主体的努力をもとめ、そのための法的あるいは社会的環境整備を行なってきたことを強調していることがあげられよう。ビュイッソンのいう「教育的使命」とは何か、その教育学ないし哲学的な意味内容の検討とともに、1880年代教育改革全体をとおして、(1)教員にもとめられた資質の内実、(2)そ

の向上のためにとられたとビュイッソンが強調する条件整備の内実、これらについて、教員養成にかかわる今日的な問題関心からあらためて検討することが、つぎの課題である。

註

- (1) 拙稿「F. ビュイッソンの公教育思想に関する基礎的考察（6）—初等教育局長時代の言説の検討：その1—」『岡山大学教育学部研究集録』第131号、2005年
- (2) Hayat, P. : *La Passion laïque de Ferdinand Buisson*, Paris, 1999, p.20.
- (3) 以下の叙述はとくにことわらないかぎり、つぎの文献によっている。Geissaz-Peyre, M. : *Image émigmatique de Ferdinand Buisson : La vocation républicaine d' un saint puritain*, Atlier national de reproduction des theses, 2003, pp.166-201., pp.470 - 475.
- (4) 拙稿「F. ビュイッソンの公教育思想に関する基礎的考察（1）—事跡の再検討を中心に—」『岡山大学教育学部研究集録』第125号、2004年
- (5) エドガー・キネについては、Buisson, F. (dir.) : *Nouveau Dictionnaire de Pédagogie et d' Instruction primaire*, Paris, 1911, pp.1721-1723.
- (6) Gueissaz-Peyre, M. : op. cit., pp.456-457.
- (7) Ibid., p.209.
- (8) Nora, P. : “Le” Dictionnaire de pédagogie” de Fredinand Buisson : Cathédrale de l' école primaire”, in Nora, P. (dir.) : *Les Lieux de Mémoire*, Paris, 1997
- (9) 以下の叙述はとくにことわらないかぎり、つぎの文献によっている。Gueissaz-Peyre, M. : op. cit., pp.221-224., pp.253-260.
- (10) この事情について、ギサ・ペイルはジュール・ステীগに充てたビュイッソンの書簡にもとづいてあきらかにしている。
- (11) パリ・コミューン前後のビュイッソンの事跡については、拙稿「F. ビュイッソンの公教育思想に関する基礎的考察（2）—パリ・コミューン期の事跡—」『岡山大学教育学部研究集録』第126号、2004年
- (12) ここでギサ・ペイルが利用しているのは、デュボワの学位論文である。Dubois, P. : *Le Dictionnaire de pédagogie et d' instruction primaire de Ferdinand Buisson : Unité et disparités d' une pédagogie pour l' école primaire (1876-1911)*, Thèse de doctorat en science

- de l' éducation, Université Louis Lumière Lyon 2, 1994, なお、彼女はここでデュボワの研究に頼らざるを得ないのは、「ビュイッソン・コレクション」に『教育学事典』関係史料が所在不明になっているため、と「無神経な利用者」を非難している。Gueissaz-Peyre, M. : op. cit., p.222.
- (13) Ibid., p.255. ジャム・ギョームはスイス・ヌーシャテルの時計職人の家系である。父親の渡英中、ロンドンで生まれた。ヌーシャテルに帰国後、父親は代議士、コンセイユ・デタ評議員をつとめる。ギョーム自身はチューリッヒの「哲学・教育学ゼミナール」で勉学し、亡命中のドイツ人教授たちにつき、「ドイツ文化に魅了されると同時にうんざりした」といわれる。第一インターナショナル加入にかかわって困難な状況にあった1877年、ビュイッソンから『事典』の協力の以来を受け、承諾する。後には、『教育学雑誌』の編集書記もつとめた。さらにビュイッソンは彼に、「世俗的教育の系譜」にそって「1789年から1808年の公教育の歴史に関する史料の系統だった刊行」をゆだねた。これは、1889年に第1巻が、ついで1891年から1907年に他の6巻が刊行された。これが、*Procès-verbaux du Comité d' instruction publique de l' Assemblée législative*, 1889, *Procès-verbaux du Comité d' instruction publique de la Convention nationale*, 6 vols., 1891-1907. である。Gueissaz-Peyre, M. : op. cit., Annexe 1, Notices biographiques, pp.14-15. ギョームのこの史料集は、フランス革命期公教育(思想)研究の伝統的かつ主要な史料として用いられてきた。これはフランス革命の立法議会期と国民公会期のみ取り扱っており、これのみに依拠するフランス革命教育史研究の限界については、小林亜子「フランス革命期の公教育と公共性」、安藤隆穂(編)『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、2003年、参照。
- (14) Pécaux, F. : "Ferdinand Buisson : Quelques traits de l' homme" in *L' Enseignement Publique*, no.107, 1932. この号はビュイッソン追悼の特集号である。筆者のペコーは、フェリックス・ペコーの第五子、ピエール・フェリックス・ペコー(Pécaux, P. F. ; 1866-1946)と推定される。ピエールについては、Gueissaz - Peyre, M. : op. cit., Annexe 1, Notices biographiques, p.10.
- (15) 梅根悟(監修)『世界教育史大系 10 フランス教育史Ⅱ』講談社、昭和50年、138-139頁
- (16) 以下の概略は、同上書、138-143頁
- (17) Buisson, F. : "Notes sur la Nouvelle Loi Organique de l' Enseignement primaire", in *Revue Pédagogique*, Nouvelle série. Tome VIII. No.4, 1886.
- (18) Ibid., p.289.
- (19) 以下の、基本的性格についての叙述は、とくにことわらないかぎり、ibid., pp.290-292.
- (20) Ibid., p.291. なお、本法のこの本質は現代の教育史事典でも同じように叙述されている。Demnard, D. : *Dictionnaire d' Histoire de l' Enseignement*, Paris, 1981, pp.349-350.
- (21) 以下の逐条的解説に関する叙述は、とくにことわらないかぎり、Buisson, F. :, *Notes sur la Nouvelle Loi.*, op. cit., pp.292-309.
- (22) 本法の構成は以下のとおり。第1編「すべての公・私初等教育に適用される『全般的規程』」第2編「公初等教育について(学校施設、教職員、任命、処遇、報酬、その他)」第3編「私初等教育について」、第4編「初等教育の評議会について:県評議会、カントンの代表、学校委員会」、第5編「移行規程」、第6編「アルジェリアと植民地に関する規程」、ibid., p.292.
- (23) Ibid., p.295.
- (24) Ibid., p.301.
- (25) ビュイッソンのこうした個々の教員の個人的努力への期待については、拙稿「F. ビュイッソンの公教育思想に関する基礎的考察(6) —初等教育局長時代の言説の検討: その1—」『岡山大学教育学部研究集録』第131号、2005年、参照。
- (26) Buisson, F. : *Notes sur la Nouvelle Loi.*, op. cit., p.310.
- (27) ギサ・ペイルは、「ビュイッソンは、教員の給与を定める1889年の法律の作成者である」と断定している。Gueissaz-Peyre, M. : op. cit., p.226.
- (28) Biosson, F. : "L' Instruction primaire en France de 1789 à 1889", in *Revue Pédagogique*, Tome 14, no.1, 1889. この論文は同年の『初等教育年報 (*l' Annuaire de l' enseignement primaire*)』に掲載された論文の抜粋である。執筆月日は特定できないが、「公初等教育の通常経費ならびに教職員の給与に関する1889年7月19日の法律」の審議中と推定される。
- (29) Ibid., p.9.
- (30) Loc. Cit.
- (31) Ibid., pp.9-10.
- (32) 以下の叙述は、とくにことわらないかぎり、ibid., pp.10-11.
- (33) この表現は、たとえば前掲『世界教育史大系10』、126-139頁など。
- (34) Buisson, F. : *L' Instruction primaire.*, op. cit.,

p.10.

- (35) Loc. Cit.
- (36) 松島鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』亜紀書房, 1968年, 246頁。
- (37) 前掲『世界教育史大系10』, 138頁
- (38) ごく最近の教育史研究では, ビュイッソンのこの史料をとりあげ, 「第三共和政の学校の共和主義的組織者たちにも, カトリックの一部の同時代人にとってさえ, 1850年代は沈滞さらには退行の時代」と認識されていたことを示し, この認識が後の教育史研究の通史的枠組みになったことを示唆している。Chapoulie, J.-M. : “L’ Organisation de l’ Enseignement Primaire de III République : ses origines provinciaux et parisiennes, 1850 - 1880” in *Histoire de L’ Education*, no.105, 2005, p.8.
- (40) 以下の叙述は, Buisson, F. : *L’ Instruction primaire.*, op. cit., pp.15 - 22.
- (41) ここであげられている法律は, 以下のとおり。「師範学校に関する法律 (1879年8月9日)」, 「高等評議会に関する法律 (1880年2月27日)」, 「女子中等教育に関する法律 (1880年12月21日)」, 「徒弟学校に関する法律 (1880年12月11日)」, 「リセ, コレージュおよび学校金庫に関する法律」 「教員資格に関する法律 (1881年6月16日)」, 「無償に関する法律 (1881年6月16日)」, 「教育を義務および世俗化する1882年3月28日の法律の偉大な法律」である。Ibid., p.1.